



# ゆとり

令和8年4月1日

第132号(春季号)

(協組)郡山労務経営サービスセンター

## ●春の全国交通安全運動始まる (R8・4/6(月)~R8・4/15(水))

運動スローガン

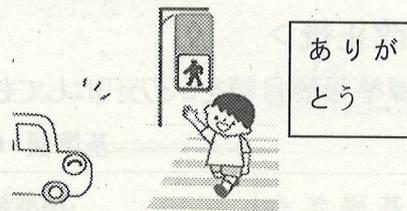
「おまじない 自分を守る みぎひだり」

年間スローガン

「ゆずりあい 人も車も いい笑顔」

運動の重点

- ✿ 通学路・生活道路における子どもを初めとする歩行者の安全確保
- ✿ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ✿ 自転車・モペット・電動キックボード等の交通ルールの理解・遵守の徹底



地域重点  
飲酒運転の根絶

## <4月からの道路交通法の改正>

### 当たり前のことがよりきめ細かく法制化

#### ●生活道路は30km/hが法定速度に(9月から)

- ・中央線のない狭い道路や住宅街に適用されます。標識がない場合でも、60km/hではなく原則として30km/hが適用されるので、注意が必要。標識がある場合は、そちらが優先されます。

路地では余り飛ばさないでね。



#### ●自転車でも悪質な違反は反則金や点数が取られるように(16歳以上)

- ・酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転など → 赤キップ 罰金 前科が付く
- ・ながらスマホ、信号無視、一時停止違反、右側走行 → 青キップ 反則金 (ながらスマホで実際の交通の危険が生じた場合は赤キップ。)



- \* 自転車で交通違反を犯した場合、自動車の運転免許の点数には影響はありません。ただし、自転車でひき逃げ事件を起こした場合や、酒気帯び運転など特に悪質な違反を犯した場合は、運転免許の効力が停止されるとのこと。自転車だからと言って油断は出来ません。それとヘルメット着用は今のところ努力義務になっていますが、必ず被りましょう。

#### ●自転車の側方を通過する時は十分な間隔をあげる事が義務付け

- ・自動車が自転車の右側を追い越す時、十分な側方間隔をあげるか、あげられない時は減速することが義務化されます。言われなくても当然のことです。高校生は若さに任せて無茶するし、老人はふらつくことも。「君子、危うきに近寄らず」です。

## <魔の小学1年生> 事故率が一番高い

子どもを見たら赤信号!! いつ、なんどき飛び出して来るか分からない。  
通学路、住宅地、ゲームセンター、スーパーなどの駐車場。

細心の注意で最徐行。

ある意味、暴走族より怖い。



# 特集 1・これだけは知っておきたい4月からの法改正

## 1・在職老齢年金の緩和 減額されない基準額 51万円から 65万円に

(社長 A さんの場合) 老齢厚生年金120万円(月10万円)、基礎年金78万円(月6.5万円)

### <従来>

A さんの場合、年金を満額貰うためには標準報酬月額を41万円にしなければなりませんでした。

← 基準額 51万円 →			老齢厚生年金と報酬等級を足した額が51万を超えると超えた額の2分の1減額
基礎年金 6.5万円	標準報酬月額41万円 (395,000円~425,000円未満)	老齢厚生年金 10万円	

\* 基礎年金は減額の対象になりません。

### <改正後>

標準報酬月額を53万円にしても減額されません。

← 基準額 65万円 →		
基礎年金 6.5万円	標準報酬月額53万円 (515,000円~545,000円未満)	老齢厚生年金 10万円

\* 基礎年金は減額の対象になりません。

\* 報酬を 545,000 円以上にすると標準報酬月額が 56 万円になるため年金と併せて 66 万円になり、65 万円を 1 万円オーバーするので、その半額月 5,000 円が減額されます。(ご自分の正確な計算は年金事務所で確認できます)

これを機会に報酬を見直して見るか



## 2・社会保険料に「子育て支援納付金」が加算(全被保険者)

2026年度から少子化対策の一環として、子育て支援の資金に充てるため従来の「子ども・子育て拠出金」に加え「子育て支援納付金」報酬・給与の 0.23%(労使折半)が徴収されます。(社会保険事務を委託されている組合員さんには4月中旬ごろ、額をお知らせします。)

健やかに育て欲しい



## 3・女性活躍推進法改正 従業員 100 人以上の企業に公表義務化

女性活躍推進法は、職場における女性の活躍を促進することを目的に 2016 年に施行されました。それから 10 年、今年 4 月に改正された点は次の通りです。

- 常用従業員が 101 人以上の中規模企業も、新たに「男女の賃金差」と「管理職に占める女性労働者の割合」の公表が義務化されました。
- 「えるぼし認定」の基準見直し(新認定の追加)  
えるぼし、えるぼしプラチナに加え、えるぼしプラス、プラチナえるぼしプラスが追加
- 女性の健康上の特性への配慮の明確化

えるぼし認定を取って企業PRにつなげよう



<ちょっと寄り道> 女性活躍の歴史(日本女性初) ほんの、ほんの一例ですが。

・天皇-推古天皇(593年)・エベレスト登頂(世界初)-田部井淳子(1975年)・北極点到達-和泉雅子(1989年)・内閣総理大臣-高市早苗(2025年)・外交官-山根敏子(1950年)・国連大使-緒方貞子(1976年)・プロゴルファー-小倉末子(1907年頃)・宇宙飛行士-向井千秋(1994年)・国際バレエ金賞-森下洋子(1974年) 各分野でそれぞれ女性初はあるはずですが、女性初などと言っているのは、もはや時代遅れか?

## 4・全ての事業所にストレスチェックが義務化(2028年5月14日までに施行)

- 労働者が 50 人未満の事業場にもストレスチェックや高ストレス者への医師等の面接指導が義務付け  
【流れ】**ストレスチェック** → (高ストレス者) → **医師の面接指導** → (メンタルヘルス不調の未然防止) 今から方法など調べておこう。

## 特集2・「歩合給」の給与計算のポイント

運送業など歩合給などを採用している会社もあるかと思いますが、今回は歩合制の説明。

### 1・残業代の計算

$$1 \text{ 時間単価} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (通勤・家族を除く)}}{1 \text{ か月の所定労働時間}} \times 1.25 + \frac{\text{歩合給}}{1 \text{ か月の総労働時間}} \times 0.25$$

(例) 基本給 170,000 円 職務手当 10,000 円 歩合給 300,000 円、総労働時間 215H (所定 173H、残業 42H) とすると

(基本 170,000 円 + 職務 10,000 円) ÷ 173H × 1.25 = 1,301 円 …… ①

歩合給 300,000 円 ÷ 215H × 0.25 = 349 円 …… ②

残業単価は① + ② = 1,650 円となります。

つまり歩合給の割合が多いほど残業代の支払いは少なくて済むこととなります

・深夜労働の場合は上記の算式に 0.25 が加算されます。

・法定休日労働の場合は、上記算式の 1.25 が 1.35、0.25 が 0.35 となります。



### 2・保障給

歩合がゼロでも通常の賃金の 6 割以上を払わなければなりません。

通常の賃金はいくらか? という事になりますが、一般的には次のようになります。

**保障給 = 直前 3 か月の総賃金 ÷ 3 か月の総労働時間 × 60% × 当該月の総労働時間**  
従って保障給とは月額いくらかの固定した額ではありません。

(例)

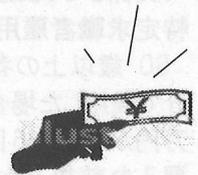
直前 3 か月の賃金 118 万円 (40 万 + 35 万 + 43 万) ÷ 3 か月の総労働時間 622H (210H + 200H + 212H) × 60% × 当月の総労働時間 205H = 233,454 円となります。

(当該月の総労働時間が 220H なら 250,536 円となります。)

基本給などや歩合給を含めた総支給額が、これ以上になれば良いこととなります。

なお、言うまでもありませんが、県の最低賃金を上回っていることが必要です。

最低賃金 1,033 円 × 当月の総労働時間 205H = 211,765 円以上。



### 3・年次有給休暇をとった際の給与

従業員が年次有給休暇をとった場合、給与はいくら払えばよいかは労働基準法第 39 条第 9 項により次の 3 つの方法が定められています。

#### ① 通常の賃金で支払う方法

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{1 \text{ か月の所定労働日数}} + \frac{\text{その月の歩合給}}{\text{その月の総労働時間}} \times \text{その日の所定労働時間}$$

\*実務的には基本給・各手当など固定で支給している給与は通常通り支給し、歩合給部分は上記の計算によるということとなります。たまたま、その月に歩合給が無かった場合は、直近で歩合給がある月で計算します。

#### ② 平均賃金で計算する方法

直前 3 か月の歴日数が 90 日として、上覧 2・保障給の金額を例に計算すると

直前 3 か月の賃金 118 万円 ÷ 直前 3 か月の歴日数 90 日 = 13,111 円

\*直前 3 か月の歩合給が特に多くない限り、一般的には通常の賃金より少ない金額になるでしょう。

#### ③ 社会保険の標準報酬月額で支給する方法 (標準報酬月額 ÷ 30)

\*社会保険加入者であれば、毎年 4 月、5 月、6 月に支払った額の平均で社会保険の報酬月額が決定されます。その額を 30 日で割った額となります。1 年間は金額が固定しますので計算は楽になるでしょう。ただ報酬額の 30 分の 1 なので通常の 1 日分の給与より少なくなるため、労使協定を結び双方が合意した上で行う必要があります。

本日は  
お休みします。



# 労務 Q & A (実際あったご質問から)

## <労務> 残業60Hを超えた場合の割増

Q・時間外労働が60Hを超えた場合の割増は？  
A・60H までは 1.25 でも良いですが、超えた時間分は 1.50 増し。ただ代替休暇を与えれば 1.25 で良い。

<例えば残業80時間の場合>

●代替休暇を与えない場合

60 時間まで 時間単価×1.25  
60 時間を超える 20 時間分 時間単価×1.50

●代替休暇を与える場合

60 時間まで 時間単価×1.25  
60 時間を超える 20 時間分 時間単価×1.25  
(1.25 は必ず支給しなければならない)  
残り 0.25 分を代替休暇として与える。

計算方法: 20H×換算率 0.25=5時間の代替休暇  
休暇は2ヶ月以内、半日、1日単位で与える。  
採用には労使協定が必要となります。

面倒かも

## <労災> 入院中のオムツ代

Q・労災事故で入院したが、オムツ代を請求された。労災保険からは出ないのですか？

A・残念ですがオムツ代は出ないようです。

<労災保険の給付>

指定病院の場合、原則、治療費の負担はありません。ただ次のようなものは、一旦、自分で払って、その後、労基署に請求すれば払い戻して貰えます。

<主なものは> 支給条件は有ります。

- ①コルセット ②固定装具 ③人工膀胱 ④ストマ用装具
- ⑤義眼・義歯 ⑥義足・義手 ⑦松葉づえ・歩行補助器
- ⑧床ずれ防止用布団 ⑨かつら ⑩補聴器
- ⑪人工喉頭 ⑫車いす ⑬プロテーゼンパットなど。

オムツは必要なものだと思うのですが、残念ながら出ません。自費となります。



## <雇用保険> 解雇と助成金の関係

Q・解雇をすると雇用関係の助成金が出なくなる場合があると聞いたが、どんなことですか？

A・労働者の雇用にかかる助成金の場合、解雇などで退職した者がいると支給されない場合があります。

<関係してくる助成金の例>

特定求職者雇用開発助成金

60 歳以上の者、母子家庭、障害者などを職安の紹介で雇用した場合、正規雇用だと年間 60 万円～240 万円が 2 回～6 回分割で出ます。ただ、当該労働者の雇入れ前後 6 か月間の間に会社都合で退職した者がいると支給されませんので、ご注意ください。

<会社都合による退職とは>

- ①解雇(重責解雇と職安が認めた場合は除く)
- ②勸奨退職(肩たたき)など

申請は当センターにお任せください。



## <社会保険> 老齢年金と傷病手当金の調整

Q・現在勤務しながら、老齢年金を貰っているが、傷病手当金を貰うと年金は出なくなるのか。

A・傷病手当金と老齢年金の調整は、在職中は行われません。

<傷病手当金とは>

労災以外の病気やケガで仕事を休み、その間の給与が出ない場合、休業 4 日目から報酬の 3 分の 2 が健康保険から給付されます。社会保険の加入期間が連続 1 年以上あれば退職後も受給を開始した時から 1 年 6 ヶ月間は貰えます。

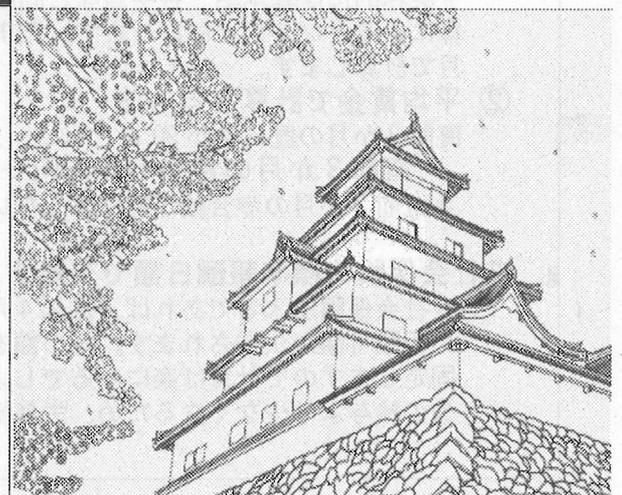
ありがたや

<老齢年金との調整は>

老齢年金を貰っていても在職中は、調整は行われません。退職後は、傷病手当金と年金を比較して、傷病手当金の方が多ければ、その差額が支給されます。年金がストップされる訳ではありません。

## <ほっと一息> 春の訪れ

桜の開花の便りが聞かれる季節になってきました。この季節になると、ふと思い出すことがあります。友人二人と、鶴ヶ城の桜を見に行っただけのことです。あのとき目にしたのは、満開を少し過ぎた、散り始めの桜でした。風に舞う花びらの美しさに、心がふっと癒されたのを今でも覚えています。満開の桜ももちろん見事ですが、散り始めるころになると花びらが舞い、景色はいっそう華やぎます。私は、その散り際の桜にいちばん心を惹かれます。今年も桜の名所へ出かけてみたいと思います。(遠藤)



# 事業報告

## <1月29日(木) 新春経済講演会・新春懇談会> 郡山ビューホテルアネックス

新年恒例の組合員新春講演会が参加者40名のもとビューホテルアネックスで開催された。  
 「郡山が好きになる歴史講座」と題し、歴史家の岡田峰幸氏が講演。  
 古代の郡山から近代に至るまで、郡山市の生い立ちや変遷をエピソードを交えながらテンポよく解説。戦国時代、江戸時代、明治となぜ宿場町や商業都市として発展してきたのか、そうなるべく必然性があったことが分かる。  
 1時間30分あまり、自作の紙芝居を披露しながらの話しに参加者一同興味深く聞き入っていた。

何故、磐梯熱海という地名になったのか

講師の岡田峰幸氏



副市長野崎氏に祝辞を頂く

その後、郡山市副市長の野崎氏はじめ来賓の皆様のご臨席を頂き、講師の岡田氏も交え新春懇談会が開催された。ビンゴゲームなども行われ、和気あいの裡に組合員相互の交流・懇親が図られた。

## <2月19日(木) 経営管理者セミナー開催> 郡山ビューホテルアネックス

### ●業種別部会・総代改選

事務局から労災事故防止の取り組み、組合員事業所賃金統計、組合員事業所労災統計などの説明がなされた。統計資料の抜粋を同封してあります。詳細版をご希望の場合はご連絡下さい。

### ●経営管理者セミナー

産業保健総合支援センターの五十嵐敦氏が職場の健康づくりについて講演。過重労働と睡眠不足が「サイレントキラー」となり体調不良の原因に。特に若い人にストレス障害が多いようである。「ダメになる前に休む」を心掛けるなどストレスとのつき合い方について多くのヒントがあった。

従業員へのちょっとした声掛け、心づかいが大切です



## 3月17日(火)労務経営研究会 <3月17日(火)3月定例会開催>

7年度最後となる3月定例会がビッグアイ会議室で開催された。

今回は郡山市の担当者から「郡山市の都市計画」について話を聞く。人口減少が懸念される中、市街化区域、市街化調整区域など都市計画のルールや進め方、現況などについて1時間ほどの説明がなされた。

その後は「いきいき月亭」で懇親会が催された。

## 事務局からのお知らせ INFORMATION

### ●共同購買により事務用品などネット価格よりさらに安く!!(スマートプライム)

当センター組合員さん全体の利用額が多くなるほど、割引率が多くなる仕組みです。会社の経費節減に利用してみませんか? お申し込みは簡単、事務局にお電話下さい。

当センターのホームページも見てね

- ①事務用品、消耗品などのコストダウン ②OA 機器、日用雑貨まで幅広い品揃え
- ③ネット注文で迅速納品 ④地元の事務機店が説明に伺うので安心



全社一括購買システム

# smartprime™

スマートプライム™

ずいぶん切り詰めたけど、もっと経費削減できないかな?

社内のオフィス用品に着目して、さらにコストダウン。おまかせください!

**三和事務機販売株式会社**

**郡山自動車学校**  
TEL.024-944-0440

**郡山産業機械講習所**  
TEL.024-942-7522

**郡山ドローンワールド**  
TEL.024-942-7522  
郡山市田村町金属宇マセ053

## こんなことでお困りの時は、当センターにご相談ください。

社会保険・労災・雇用保険の手続きが面倒だ。労務関係の問題が多く困っている。就業規則・諸規程を最新なものにしたい。労災上乗せ保険や、退職金制度など福利厚生を充実したい。給与計算の負担を軽減したい。建設業許可、産廃許可、助成金申請など頼みたい。労基署や職安、年金事務所の対応に困っている。



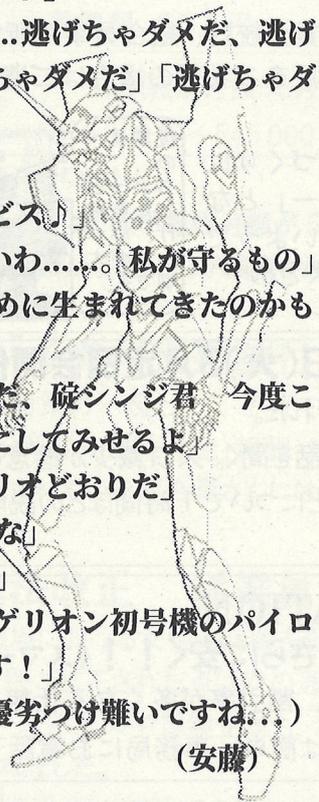
(協組) 郡山労務経営サービスセンター TEL024-932-3050 FAX932-4470

## 言葉・ことば・Key Word

1995年放送から30周年を迎え、新作映画も期待される名アニメから、作品を代表する名言・台詞をランキングしてみました。知らない方もこれを機に作品をご覧になってみて下さい。「人の心」や「生きる意味」を深く描いた作品となっております。

### 「新世紀エヴァンゲリオン」の名言・台詞

- 1位「笑えばいいと思うよ」
  - 2位「逃げちゃダメだ...逃げちゃダメだ、逃げちゃダメだ、逃げちゃダメだ」「逃げちゃダメだ！」
  - 3位「あんたバカア？」
  - 4位「サービス、サービス」
  - 5位「あなたは死なないわ.....。私が守るもの」
  - 6位「僕は君に会うために生まれてきたのかもしれない」
  - 7位「さあ、約束の時だ、碓シンジ君。今度こそ君だけは...幸せにしてみせるよ」
  - 8位「全て我々のシナリオどおりだ」
  - 9位「(暴走?) 勝ったな」
  - 10位「知らない天井だ」
- 番外「僕は、エヴァンゲリオン初号機のパイロット、碓シンジです！」
- (※個人的にはどれも優劣つけ難いですね...)
- (安藤)



## ミニ・ミニデータ MiniMini Data

### 睡眠不足と仕事のパフォーマンス

健康の基本は「睡眠」である。今回はその「睡眠」について、ハーバード大学などの研究データを紹介しよう。

#### ●「6時間睡眠」の恐ろしい蓄積

「6時間寝れば十分」と思っていないですか？実は6時間以下の睡眠で大丈夫な人は人口の1~3%です。

・6時間睡眠を10日間

→1晩徹夜した時と同等の認知能力まで低下

・自覚能力の欠如

→脳が不足状態に慣れて、能力低下に気づかない

#### ● 平日6時間の場合、土日は何時間寝るべき？

・土日7時間睡眠

→平日の睡眠負債が返済できず、常に本来の70~80%の力で働くこと

・土日8時間睡眠

→睡眠不足による健康リスクは相殺できるが週明けはいわゆる「時差ボケ」と同じ状態に

#### ● パフォーマンスを最大にするには？

理想は7時間睡眠で、仕事効率の点でも死亡リスク軽減の点でも最適です。時間が取れない時は昼に横にならずに20分以内の仮眠がオススメ。夜の睡眠1.5~2時間分に相当するリフレッシュ効果があります。

安全に、そして効率よく働くためにまずは「7時間」の睡眠、難しい時は「昼のちょこっと仮眠」を取り入れよう！

(竹谷)



### <編集後記>

人は極限状態に陥った時、何を考えるのだろうかと思う。

わたくし事だが、去年の夏、山で道に迷い滝沿いの6~7mある急斜面を3回ほど滑落する。ケガで歩くのもやっとになるが、その後も岩、倒木の多い沢筋を下る。全身の痛みと疲労で動けなくなるとは休み、また下っては休むを何度も繰り返す。動けず座り込んでいると、ふわっと良い気分になって、眠ってしまいそうになる。何となく死を意識する。

そんな時、何を考えたか？「救助を頼んだら金がかかるな。死んだら妻が困るかな。息子から誕生祝に貰った酒を飲まないうちは死ねない。」なんてことだ。極限状態で考えることは、案外、他愛のない事なのかも知れない。それでも何とか下山、林道でへたれこんでいる所を警察に助けられ救急病院へ。妻が心配し警察に電話していたのだった。<岩崎>

### 発行所

協同組合

郡山労務経営サービスセンター

〒963-8024

郡山市朝日三丁目4-7

<http://www.koriyamaroumu.or.jp>

発行責任者 佐藤 信男

TEL 024-932-3050

FAX 024-932-4470